



# あんしんリフォーム工事瑕疵保険 契約内容のご案内



国土交通大臣指定  
住宅瑕疵担保責任保険法人  
株式会社 住宅あんしん保証

(住宅瑕疵担保履行法第19条第2号に基づく保険)

## ご契約の概要について～契約概要～

この「ご契約の概要について～契約概要～」は、弊社のリフォーム工事瑕疵担保責任保険「あんしんリフォーム工事瑕疵保険」の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。必ずご一読のうえ、内容をご確認いただき大切に保管ください。なお、本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては普通保険約款・特約条項等を十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については、取次店または弊社までお問い合わせください。

### 1. 商品の名称

リフォーム工事瑕疵担保責任保険 愛称:あんしんリフォーム工事瑕疵保険

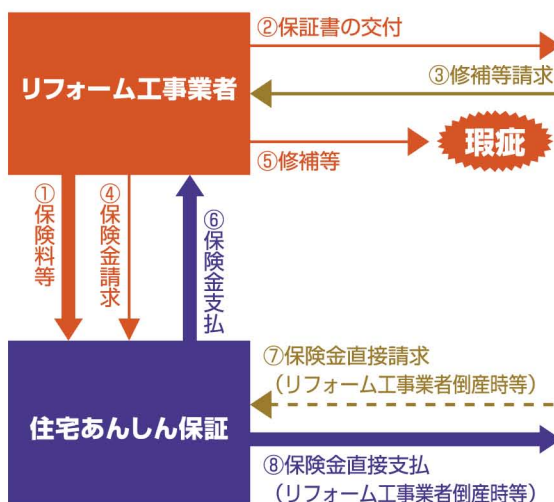
### 2. 商品の仕組みについて

- リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約には、「普通保険約款・特約条項」が適用されます。普通保険約款では、保険金をお支払いする場合や保険金をお支払いできない場合(免責事由)など、保険契約の内容を規定しています。
- リフォーム工事瑕疵担保責任保険は、この保険の対象となるリフォーム工事(以下「対象リフォーム工事」といいます。)を請け負い施工したリフォーム工事業者がリフォーム工事を実施した部分(以下「リフォーム工事実施部分」といいます。)の瑕疵に起因して、次のいずれかの事由が生じた場合(以下「事故」といいます。)に、リフォーム工事の発注者(以下「発注者」といいます。)に対して交付した住宅あんしん保証所定の標準保証書に基づき負担する瑕疵担保責任を履行することによって被る損害(以下「損害」といいます。)を補償する保険です。

- ①リフォーム工事実施部分のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「住宅品質確保法」といいます。)および同法施行令で定める構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさないこと
- ②リフォーム工事実施部分のうち、住宅品質確保法および同法施行令で定める雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさないこと
- ③上記①・②の事由のほか、リフォーム工事実施部分が社会通念上必要とされる性能を満たさないこと

補償内容の詳細につきましては「3.補償内容について」にてご確認ください。

## 保険の仕組み



- ①リフォーム工事業者が、保険料等を支払います。
- ②リフォーム工事業者が、発注者に対して弊社所定の標準保証書を交付し、対象リフォーム工事における瑕疵担保責任を負担することを保証します。
- ③保険期間中に瑕疵が判明した場合、発注者は、保証書に基づき、リフォーム工事業者に対して修補等の請求をすることができます。
- ④リフォーム工事業者は、保証書に基づき、修補等について検討し、保険金をお支払いできる事由に該当する場合には、弊社に保険金の請求を行います。
- ⑤リフォーム工事業者が修補等を行います。
- ⑥弊社は、リフォーム工事業者が修補等を実施した後、リフォーム工事業者に保険金をお支払いします。
- ⑦リフォーム工事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお保証書に基づく瑕疵担保責任を履行しない場合で、保険金をお支払いできる事由に該当する場合は、発注者は、弊社に直接保険金の請求を行います。
- ⑧その場合、発注者は弊社より直接保険金の支払いを受けることができます。

## 保険の対象となる部分

対象リフォーム工事において工事を実施したすべての部分が保険の対象となります。





## 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、弊社のリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約について、リフォーム工事業者および発注者にとって不利益となる事項など、特にご注意ください事項を記載したものです。必ずご一読のうえ、内容をご確認いただき大切に保管くださいますようお願いいたします。なお、本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては普通保険約款・特約条項等を十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については、取次店または弊社までお問い合わせください。

### 1. 事故が発生した場合の手続き

- 事故に該当すると思われる瑕疵を発見した場合には、発注者は直ちにリフォーム工事業者に、またリフォーム工事業者は直ちに取次店または弊社にご連絡ください。
- 弊社は、リフォーム工事業者から通知を受けた後、速やかに必要な調査を実施し、保険金のご請求対象となる場合は、リフォーム工事業者に所定の事項について記載した書面を弊社にご提出いただけます。正当な理由なくこれらの連絡等がなされなかった場合や書面に故意に事実と相違することを記載した場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- あらかじめ弊社の承認を得ないで修補工事を行ったり、賠償金等をお支払いになったりした場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますので、修補にあたっては必要に応じて弊社とご相談いただきながら進めていただきますよう、お願いします。

### 2. 保険金請求に関する取扱い（リフォーム工事業者の倒産時等の取扱い）

- 事故が発生した場合には、瑕疵担保責任を負うリフォーム工事業者が修補等の履行のために要した費用について、弊社に保険金を請求することになります。しかしながら、リフォーム工事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合は、発注者が弊社に対して直接保険金の支払いの請求をすることができ、その場合、弊社は、普通保険約款に基づき、リフォーム工事業者が瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲内で、発注者に対して直接保険金をお支払いします。
- この場合の縮小てん補割合は100%（※）となり、保険では支払われない免責金額（自己負担額）については、発注者の自己負担となります。  
※ただし、発注者が宅地建物取引業者である場合には、縮小てん補割合は80%となります。

### 3. 故意・重過失の場合における取扱い

- この保険契約では、保険金をお支払いできない事由のうち「リフォーム工事業者（被保険者）またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失」により生じた損害については、リフォーム工事業者に対して保険金をお支払いしません。
- しかしながら、故意・重過失損害保持特約条項が付帯された保険契約の場合で、リフォーム工事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合は、発注者に対して直接保険金をお支払いします。
- 故意・重過失損害に対する保険金は「住宅リフォーム工事発注者等救済基金」からのお支払いとなります。  
▲お支払いする保険金の額が、「住宅リフォーム工事発注者等救済基金」の残高を超える場合には、お支払いする保険金の額が削減されることがあります。

### 4. 保険料等の払込みがない場合の取扱い

- (1) 保険料等を弊社所定の口座への振込みにより払い込む場合（「保険料等の払込みに関する特約条項」が付帯された保険契約の場合）  
リフォーム工事業者（保険契約者）は、保険料等の全額を一括して保険契約の申込みを受け付けた日の属する月の翌月27日（以下「保険料等払込期日」といいます。）までに、弊社の指定する口座に払い込むものとし、万が一、保険料等払込期日までに保険料等の払込みが行われなかった場合には、この保険契約は保険期間の初日に遡って解除されます。
- (2) 保険料等を口座振替の方法により払い込む場合（「保険料等の口座振替に関する特約条項」が付帯された保険契約の場合）  
●保険料等の払込みは、弊社の定める期日（以下「保険料等振替日」といいます。）に、保険料等の全額を一括して指定口座から弊社の口座に振り替えることによって行います。  
●振替が残高不足等の事由により不能となった場合には、リフォーム工事業者（保険契約者）は、保険料等を保険料等振替日の属する月の翌月15日（以下「払込猶予期限」

といます。）までに、弊社の指定する口座に払い込むものとし、万が一、払込猶予期限までに保険料等の払込みが行われなかった場合には、この保険契約は保険期間の初日に遡って解除されます。

保険料等の払込みがない場合の取扱いについての詳細は、取次店または弊社までお問い合わせください。

### 5. 保険協会審査会への審査の請求について

- 対象リフォーム工事の事故に関する保険金支払いに関して弊社と紛争が生じた場合、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会に設置される審査会（以下「保険協会審査会」といいます。）に審査を請求することができます。ただし、審査を請求するための条件がありますので、ご確認ください。

#### 【審査を請求するための条件】

- (1) 弊社に事故通知をした日から原則2ヶ月を経過している必要があります。
- (2) 保険協会審査会への申請料は52,500円（消費税込）となります。（ただし、発注者から直接請求される場合の申請料は10,500円（消費税込）となります。）
- (3) リフォーム工事業者の個人情報を含む情報を弊社から保険協会審査会へ提供させていただくことに同意していただく必要があります。

- 弊社は、特段の理由がない限り、保険協会審査会の意見に従います。

#### 【連絡先】

一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会審査会窓口（保険協会審査会に関する専用窓口）電話：03-3580-0338（受付時間：月～金9:00～17:00/土日・祝日、年末年始等は休み）

#### 【ご注意ください】

※保険協会審査会に関する内容以外のご相談は、ここではお受けできません。  
※保険協会ホームページ（<http://www.kashihoken.or.jp/>）の審査会に関する説明ページからメールフォームに必要事項を入力して問い合わせすることもできます。

### 6. 住宅あんしん保証が破綻した時の取扱い

弊社の経営が破綻した等により保険法人の指定を取り消された場合には、弊社の保険等の業務はその全部を承継するものとして国土交通大臣が指定する保険法人に引き継がれます。

### 7. 個人情報の取扱い

弊社は、皆様からお預かりした大事な個人情報を以下のとおり取り扱います。

- (1) 個人情報の利用目的  
弊社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。  
①保険契約の引受の審査および履行（保険金のお支払い）、契約の維持管理  
②本保険契約以外の保険・保証契約・金融制度等の商品・サービス（関連会社・提携会社を取り扱う商品・サービスを含む。）のご案内・ご提供や引受の審査およびこれらの業務の履行、契約の維持管理
- (2) 個人情報の提供  
弊社は、次の場合を除いて、個人情報を第三者に提供することはありません。  
①あらかじめ、ご本人が同意されている場合  
②個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先（取次店、検査機関を含む）、住宅瑕疵担保責任保険協会、再保険引受先（損害保険会社等）等の第三者に提供する場合
- (3) 弊社の個人情報の取扱い  
弊社の個人情報の取扱いに関する詳細については、弊社ホームページ（<http://www.j-anshin.co.jp/>）をご覧ください。

### 8. 保険証券・保険契約付保証明書は大切に保管を

- 保険契約締結後にリフォーム工事業者宛に保険証券を、またリフォーム工事業者を通じて発注者に対して、保険契約付保証明書をお渡しします。保険証券および保険契約付保証明書は、保険契約の内容を記載したものです。必ず、内容をご確認のうえ大切に保管してください。
- 保険契約付保証明書の内容に変更等が生じた場合には、速やかにリフォーム工事業者にお知らせください。リフォーム工事業者が倒産等の事由により連絡が取れない場合には、取次店または弊社までお知らせください。

## 【この保険に関するお問い合わせ先】

○本冊子またはこの保険に関するお問い合わせ・相談等や、保険事故が発生した場合については、取次店または弊社までご連絡ください。

### (株)住宅あんしん保証

〔一般的なお問い合わせ・ご相談〕

電話番号：03-3562-8122（受付時間：月～金9:00～17:30）

〔お客様相談室〕

電話番号：03-6824-9095（受付時間：月～金 9:00～17:30）

〔事故の受付窓口〕

平日 電話番号：03-3562-8121（受付時間：月～金 9:00～17:30）

休日 電話番号：0120-988-572（受付時間：土日・祝9:30～17:30）



取次店（お問い合わせ先）：